

要配慮者二次避難所（福祉避難所）研修動画作成業務 仕様書

1 業務の名称

要配慮者二次避難所（福祉避難所）研修動画作成業務

2 目的

札幌市では、災害発生時に、一般の避難所では生活が困難な方（要配慮者）に対して、生活支援を行うため、各社会福祉施設等との協定に基づき、要配慮者二次避難所を開設することとしている。

この要配慮者二次避難所について、実際の災害時に、行政及び各社会福祉施設が円滑に避難所を開設、運営できるよう、札幌市職員（保健福祉局及び各区職員）及び施設関係職員を対象とした研修用の動画を作成する。

3 契約履行期間

契約締結日から令和5年1月6日までとする。

4 業務内容

受託者は、下記のとおり、動画の制作を行うこと。

- (1) 動画の構成内容は、別紙「要配慮者二次避難所（福祉避難所）開設運営力向上研修動画構成」に基づき、動画を制作すること。
- (2) 詳細な内容については、札幌市の定める「要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドライン」や内閣府の定める「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を参考に、自ら情報収集、企画し、必要に応じて委託者と打合せを行い決定すること。
- (3) 内容の決定については、委託者との協議の場を1回以上設けること。また、動画の制作にあたっては、委託者に適宜、修正等の有無を確認し、進捗を報告すること。
- (4) 動画の制作は、写真、撮影映像及びアニメーション等を使用して制作すること。なお、写真については、撮影したもの等を使用し、必要に応じて、委託者が提供するものを使用すること。
- (5) 制作した動画は、市公式 YouTube にて公開・放映することが可能な動画にすること。
- (6) 動画の尺は、合計約30分を予定しており、各パートの具体的な尺については委託者と調整して決定すること。
- (7) 動画内での説明としてナレーションを入れることとし、ナレーターを起用すること。ナレーターについては、委託者が上記(5)で公開・放映する上で、権利関係も含めて、適切な者とする事。
- (8) 音声がなくとも内容が正確に伝わるように細かくルビ付きの字幕を入れ、撮影した映像がより詳細に伝わるよう、必要に応じてアニメーションを用いること。
- (9) 動画ごとに適したBGMや効果音をつけること。
- (10) 各チャプターに適したサムネイル用の静止画を制作すること。
- (11) 撮影等に機材費や小道具費、移動費などが発生する場合は、受託者がこれを負担すること。

- (12) 受託者は、納品前に委託者にプレビューを行うこと。
- (13) 納品は、原則として、画質はフルHD、画角（アスペクト比）は16:9とし、DVD2枚、Blu-ray Disc2枚及び動画データ Disc（ファイル形式:MP4）1枚にして納品すること。

5 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様で定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (7) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。
委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合はできるだけ環境負荷の少ない車両を使い、アイドリングストップ実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。